

オートバイと軽自動車の廃車・名義変更など

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で対象の車両を所有している方に課税されます。廃車や譲渡などによりすでに所有していない場合でも、手続きをしないと翌年度以降も課税されますので、必ず3月中に廃車または名義変更などの手続きを行ってください。2021年度納税通知書は、5月10日(月)に発送予定です。



①原動機付自転車（総排気量125cc以下または定格出力1.0kw以下）、小型特殊自動車

必要書類 廃車・転出＝標識交付証明書、印鑑、ナンバープレート
 名義変更＝標識交付証明書、譲渡証明書(旧所有者の押印が必要)、新所有者の印鑑
 ＊ナンバープレートが区名の方は、市名に交換しますので持参してください。

申請先 市税事務所市民税課、市税出張所

②二輪の軽自動車（総排気量125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（総排気量250cc超）

③軽自動車（三輪・四輪）

必要書類 手続きごとに必要書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

申請先 ②関東運輸局千葉運輸支局、③軽自動車検査協会千葉事務所

詳しくは、[千葉市 軽自動車税](#)

軽自動車税（種別割）の減免制度

次に該当する場合は、減免の対象になりますので、5月31日(月)までに市税事務所市民税課または市税出張所で手続きしてください。なお、減免を継続して受ける場合も毎年手続きが必要です。

- ・4月1日以降に災害により損傷した車両
- ・生活保護を受けている方が所有し、自ら使用する車両
- ・障害者で一定の要件を満たす場合
- ・障害者のために改造されている車両 など

☎①東部市税事務所（中央・若葉・緑区）☎233-8137 FAX233-8354 西部市税事務所（花見川・稲毛・美浜区）☎270-3137 FAX270-3227

②関東運輸局千葉運輸支局テレホンサービス ☎050-5540-2022 FAX247-5229

③軽自動車検査協会千葉事務所コールセンター ☎050-3816-3114 FAX203-1786

市営住宅の入居者募集

市営住宅の一般世帯向け住宅、子育て世帯を対象に期限付き住宅の入居者を募集します。期限付き住宅は、入居日から10年間住むことができます。また、先着順で入居申込ができる常時募集を実施しています。詳しくは、申込書またはホームページをご覧ください。[千葉市 市営住宅](#)

申込資格

一般世帯向け住宅＝入居収入基準内の世帯で、緊急連絡先を立てられるなどの要件を満たす方

期限付き住宅＝一般世帯向け住宅の要件【上記】に加えて、小学校修了前の子どもと45歳以下の親で構成する世帯であること

入居予定日 7月1日(木)以降 **抽選日** 4月30日(金)

申込書 3月25日(木)から、市住宅供給公社（中央コミュニティセンター1階）、区役所地域振興課、県住まい情報プラザ（中央区栄町1-16）で配布。

申込方法 4月10日(土)消印有効。申込書に必要書類を添えて、〒260-0026中央区千葉港2-1千葉市住宅供給公社へ郵送。重複申込無効。

☎市住宅供給公社 ☎245-7515 FAX245-7517

3月1日(月)～7日(日)

春の火災予防運動

大切な命や財産を守るため、日頃から火災予防を心がけましょう。

2020年の市内の火災発生状況（概数値）

204件の火災が発生し、7人の方が亡くなりました。そのうち、住宅火災が71件に及んでいます。出火原因の上位は、1位放火（疑い含む）、2位たばこ、3位配線関係です。

放火を防ぐため、家の周りに燃えやすいものを置かない、物置や車庫に鍵をかける、ごみは指定された日に出すことなどを心がけましょう。

住宅防火 命を守る7つのポイント

- ・寝たばこをしない
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは火を消す
- ・住宅用火災警報器を設置する
- ・住宅用消火器を設置する
- ・カーテンや寝具などは防災品を使用する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために近所の協力体制を作る

☎消防局予防課 ☎202-1613 FAX202-1669

障害年金を受給している方の児童扶養手当の算定方法を変更します

3月分から、障害年金を受給中で児童扶養手当の受給資格がある方は、障害年金の子の加算額と児童扶養手当の支給額の差額を、児童扶養手当として受給できるようになります。

現在、児童扶養手当を受給していない方も、申請すると受給できる場合があります。

児童扶養手当を受給中の方や所得制限などで支給が全部停止となっている方は、申請不要です。

なお、3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日(水)までに申請すると3月分の手当から受給できます。

詳しくは、[千葉市 児童扶養手当](#)

障害年金を受給している方の所得制限の要件が変わります

3月分から、障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償などが所得として含まれます。詳しくは、お問い合わせください。

☎保健福祉センターこども家庭課

中央☎221-2149 花見川☎275-6421 稲毛☎284-6137

若葉☎233-8150 緑☎292-8137 美浜☎270-3150

こども家庭支援課 ☎245-5179 FAX245-5631

いきいき活動外出支援

60歳以上の高齢者で組織する団体が、研修、視察、ボランティア活動などで利用する民間バスの借り上げ費用の一部を補助します。

対象 市内在住の60歳以上の方11人以上で組織する団体(バスに乗車する方全員が市内在住で60歳以上の場合に限る)

補助内容 バスの借り上げにかかる経費(有料道路通行料、駐車場使用料、運転手の食事代、宿泊料などを除く)

補助金額 経費の半額
 ただし、乗車人数が11～29人の場合上限額3万円、30人以上の場合上限額4万円

補助回数 1年度2回まで

申請期間 バス利用月の2カ月前の1日～2カ月前の月末

(4・5月分はいずれも3月1日(月)～31日(水)に受け付け)

申請方法 申請書(高齢福祉課で配布。ホームページから印刷も可)と必要書類を、〒260-8722千葉市役所高齢福祉課へ郵送。

必要書類など詳しくは、[千葉市 バス補助](#)

☎高齢福祉課 ☎245-5169 FAX245-5548